

新型コロナウイルス感染症対策に伴う  
建築基準法及び都市計画法の取扱いについて



ターゲット 11.b

令和3年1月20日  
郡山市都市整備部  
開発建築指導課  
担当：橋本、松田  
TEL：924-2371

SDGs ターゲット 11.b 「あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う」

新型コロナウイルス感染症対策に伴う建築基準法及び都市計画法の取扱いについてお知らせします。

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症における臨時の医療施設等の設置については、国土交通省の通知等により、応急仮設建築物の扱いとなるため、確認申請及び開発許可については不要となることを周知します。
- 2 公表 <建築基準法の取扱い>  
令和3年1月7日付け国住指第3474号 国土交通省通知  
コロナ禍の状況に対応するための仮設の施設の設置にあたっての建築基準法第85条第2項等の適用について  
  
<都市計画法の取扱い>  
令和2年4月20日付け国都計第9号 国土交通省技術的助言  
新型コロナウイルス感染症対策に係る都市計画法の開発許可制度上の取扱いについて

次の方法等でご覧いただけます。

- (1) 市ウェブサイト



市ウェブサイトへアクセスできます。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/shiseijoho/toshiseibi/3/27070.html>

- (2) 開発建築指導課（市役所本庁舎3階）